

【就労移行支援】

	サービスの内容
事業所の目的	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を適切かつ効果的に行う。</p> <p>また、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供する。</p>
対象者	<p>一般就労、復職を目指す方(機能訓練や身体的リハの一定の段階を経た方)</p> <p>※法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>パソコン</u> サーティファイ試験 Word Excel PowerPoint についての学習。 資格取得を目指し、事務処理能力を習得していく。</li> <li>・ <u>教 養</u> 漢字検定、ビジネスマナー、履歴書、職務経歴書作成、一般常識の学習や採用試験のための準備等を必要性に応じて行っていく。</li> <li>・ <u>実 技</u> コピー、ファイリング、テブラの使用法の習得、電話対応、郵便仕分け、開封、封入、模擬面接主に事務職を想定し、必要となる業務を体験的に行っていく。復職先が明確な方は、先方より提示された復職の際の業務内容をプログラムに導入していく。</li> <li>・ <u>実 習</u> 就労継続A型や就労希望に沿って実習を実施していく。</li> <li>・ <u>選択コースメニュー</u> ① 水 泳    ② 創作活動    ③ パソコン ④ 出訓練    ⑤ グループ訓練    ⑥ 小グループ活動</li> </ul> <p>※上記のプログラムだけではなく、高次脳機能障害の方には注意力のドリル等、利用者個人の障害特性も考慮した課題を提供していく。</p>
事業所外支援 (訪問支援)	<p>常時サービスを利用している利用者が、5日以上連続して利用がなかった場合は同意の上で居宅を訪問して相談支援をさせていただくことがあります。</p>
標準期間	2 年
定 員	8 名